

**令和6年第4回泉南市議会定例会議案補助資料
新旧対照表**

(追加分)

資料一覧表

(令和6年12月20日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
議案	7	泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案	8	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	7

議案第7号補助資料 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

第1条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

第2条 泉南市議会議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表（令和7年4月1日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の232.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>	<p>(期末手当) 第4条 (略) 2 期末手当の額は、基準日現在において受けるべき議員報酬の月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の227.5を乗じ、更に基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 (略)</p>

議案第8号補助資料 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

第1条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（公布の日施行）

改正前	改正後
<p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の122.5</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の121.25</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の123.75</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の102.5</u>を乗じて得た額の総額</p>	<p>(勤勉手当) 第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p>

改正前	改正後
<p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の48.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の53.75</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) (略)</p>	<p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の56.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別表第1 (第3条関係) (略)</p> <p>別表第2 (第3条関係) (略)</p>

第2条 一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表 (令和7年4月1日施行)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>2 前項の期末手当の額はそれぞれの基準日現在 (退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第14項第3号において同じ。) において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額に、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職員の職制の段階、職務の級等において、その職員の職務の複雑、困難及び責任の度を考慮して規則で定める職員の区分に応じて規則で定める率を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、この基礎額に<u>100分の125</u>を乗じ更に基準日以前に6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員等に対する前項の規定の適用については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>(1) 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>(2) 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第</p>

改正前	改正後
<p>2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の123.75</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の56.25</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>2条若しくは第3条の規定により採用された職員 前項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の122.5</u>」とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p> <p>第24条 (略)</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の総額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員等以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の105</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち法第22条の4第1項の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の50</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>(3) 前項の職員のうち地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は任期付採用条例第2条若しくは第3条の規定により採用された職員 当該職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の55</u>を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 (略)</p>

